

整形外科同種移植の現状と課題

本邦における移植医療を考えたとき、黎明期には世界と肩を並べていたものの、1968年の和田心臓移植事件以来、急速にブレーキがかかったことは明白である。1980年には「角膜及び腎臓の移植に関する法律」いわゆる角腎法が制定され、臓器、組織とも限定的な移植医療が余儀なくされてきた。

1997年、「臓器の移植に関する法律」いわゆる臓器移植法の制定に基づき1999年2月に本邦において初めての臓器移植法に基づく脳死移植が施行された。しかし、組織移植はこの法律の中には明記されず、法の下に護られた環境で組織移植医療を施行することはできなかった。とはいうものの、移植医療なくしては生命や機能を維持できない症例は数多くあり、そのような症例を救うため、医師の責任の範囲で組織移植医療は継続されてきた。

2008年「イスタンブール宣言」が成され海外へ渡航しての移植医療が困難となった。その結果、本邦における移植医療は前進せざるをえない状況となり、今日の世界に引けを取らない移植医療の実現へとつながった。

一方、組織医療の歴史は比較的長く、角膜移植は1928年より、心臓弁・血管移植は1946年より、脾臓移植は1965年より、皮膚・骨移植にいたっては皮膚が1881年、骨が1887年と1800年代より施行されてきた。しかし、これらの医療は臨床上やむなく成されてきたものであり、法律に護られて行われてきたものではない。

角膜移植は1958年「角膜移植に関する法律」が制定された。しかし同種心臓弁・血管が2006年に、同種骨移植が2008年に、先進医療として正式な医療行為と認められ、保険収載が可能となったのは2010年代に入ってからである。極めて遅れた認定と言わざるをえない。

今回、各分野の組織移植についてその道のエキスパートの方々に詳述していただいた。本邦における組織移植医療の現実をご理解いただきたい。

(蜂谷裕道)